

県央ブロックごみ焼却施設整備候補地検討委員会
傍聴要領

(趣旨)

第1 この要領は、県央ブロックごみ焼却施設整備候補地検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第6第4項の規定に基づき、県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会（以下「委員会」という。）会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の手続)

第3 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、会議開催予定時刻の30分前から、傍聴人記名簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

2 会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、第2第2項で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が定員に達していない場合においても、開会後の新たな傍聴希望者の受付は行わない。

(傍聴できない者)

第4 第2及び第3の規定にかかわらず、次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、刀剣、火薬その他の危険物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ポスター、ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者

(5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を所持している者で会議の妨げとなるおそれのある者

(6) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第5 傍聴人は、会議の傍聴中は次の事項を守らなければならない。

(1) 会議中は、拍手その他の方法により、自己の意見を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑いをする等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすき、腕章の類を身につける等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た者については、この限りでない。
- (5) 携帯電話等は電源を切るか、又はマナーモードに設定すること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6 傍聴人は、会議室において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、報道等を業とする者が、あらかじめ委員長の承認を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退去)

第7 傍聴人は、要綱第6第5項の各号のいずれかに該当する場合は、委員長の指示に従い速やかに退去しなければならない。

(委員長等の指示)

第8 傍聴人は、委員長及び庶務担当職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9 委員長は、傍聴人がこの要領に違反し、又は委員長の指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(施行期日)

第10 この要領は、平成27年8月26日から施行する。